

令和3年度
5G通信環境を活用した実証事業補助金

募集要領
(2次募集)

<お問い合わせ先>

(公財) ふくい産業支援センター 新産業支援部 DX推進グループ
〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16
TEL:0776-67-7416 E-mail:dx-g@fisc.jp

令和3年6月

(公財) ふくい産業支援センター

1 補助金の目的

県内企業に対し、今後、市場の拡大が見込まれる第5世代移動通信システム（以下「5G」という。）を活用し、新しい製品やサービスの開発等に要する経費の一部を助成することにより、将来を見据え新ビジネスへの挑戦を支援する。

2 事業内容等

(1) 補助対象事業

5G通信環境を活用した新しい製品（ソフトウェアを含む。）やサービス（以下「製品・サービス」という。）の開発・実証を行う事業

(2) 補助対象者

県内中小企業（※1）、2社以上で構成されるグループの代表企業（※2）、その他知事が適当と認める法人。

※1 「県内中小企業」とは …

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する中小企業者または中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に該当する中小企業団体に、県内に本社または本社機能（本部または本部機能）を有し、かつ、県内に生産またはサービスの主要な拠点を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者（以下、「みなし大企業」という。）を除く。

- ① 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※2 2社以上で構成されるグループは、代表企業が申請してください。代表企業は、県内中小企業に限ります。また、事業実施計画書に連携企業名（住所、名称、代表者職・氏名、業種および主たる事業）を記載してください。

(3) 補助額について

- ・補助率は、補助対象経費の1/2以内とします。
- ・補助限度額は、10,000千円とします。下限額は、1,000千円とします。
- ・補助対象経費は、別表のとおり。

(4) 予算額

20,000千円（1次募集を含む）

※予算の範囲内で補助金を交付します。

(5) 事業の対象となる期間

交付決定日（令和3年8月下旬頃）から令和4年2月28日（月）まで

※契約、発注、納入、検収、支払等のすべての事業手続きを事業対象期間に実施する

必要があります。

3 募集期間

令和3年6月21日（月）～令和3年7月30日（金） 17時

4 応募方法

(1) 持参または郵送（書留または簡易書留）

所定の申請書（ホームページからダウンロード）に必要事項を記入し、添付書類を添えて、以下の提出先に持参または郵送してください。

提出書類に不備がある場合は受理できませんので、余裕をもってご提出ください。

【提出先】

（公財）ふくい産業支援センター 新産業事業部 DX推進グループ（担当：須谷）
〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

(2) 電子申請

電子申請システム「J グランツ」に掲載の「【ふくい産業支援センター】令和3年度5G通信環境を活用した実証事業補助金」の項目を選択し、申請してください。

<https://jgrants.go.jp/>

※「J グランツ」による提出の場合は、GビズID「g Bizプライム」の取得が必要となります。当該IDは申請から取得までに2～3週間を要しますので、余裕をもってご準備願います。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

5 提出書類

- (1) 補助金交付に関する事業計画書（様式第1）
- (2) 申請者の詳細（別紙1）
- (3) 事業実施計画書（別紙2）
- (4) 事業概要（別紙3）
- (5) 直近2期分の決算書資料（損益計算書、貸借対照表）
- (6) 積算金額の根拠書類（見積書、仕様書等）
- (7) 県税の納税状況の確認について（別紙4）
- (8) 会社概要のわかるもの（パンフレット等）

6 審査

提案案件は、（公財）ふくい産業支援センターが設置する審査委員会にて審査を行います。審査方法は、下記の審査基準により採点を行い、点数上位者から採択を決定します。

なお、審査委員会（8月下旬頃）において、事業者からの説明を求める予定です。詳細は、審査委員会前に書面等で連絡します。

- (1) 事業の先進性・必要性
 - ・実施事業が5Gを活用した先導的・先進的な取り組みか
 - ・実施事業の必要性を具体的に検討しているか
- (2) 課題と解決方法
 - ・現代社会における従来技術の課題を具体的に把握しているか
 - ・課題に対しての5G活用という解決策がマッチしているか
 - ・5Gの特徴（高速大容量、高信頼・低遅延通信、多数同時接続）を生かした製品・サービスであるか
- (3) 市場性
 - ・実施事業が市場のニーズに合致しているか
 - ・実施事業が市場に与える効果を明確にイメージできているか
 - ・今後、県内企業や県内産業において、5G関連ビジネスを普及していく取組かどうか
- (4) 実現可能性
 - ・事業遂行のための能力、事業期間、予算が的確か

7 交付決定

審査後、採択企業の交付決定を8月下旬に予定しています。交付決定日以降、補助対象期間内に発生した経費を補助対象経費とします。

8 補助金の支払

原則、精算払いとします。事業完了報告書を受領後、検査の上、補助金額を確定し、支払います。

9 主な留意事項

以下の事項について、補助事業者の方に順守していただくこととなります。

- (1) 事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。
- (2) 事業終了後3年間、事業化状況について毎年報告する必要があります。
- (3) 補助事業の終了後（令和4年3月）、県や（公財）ふくい産業支援センターが主催するセミナー等において事業の成果を発表していただきます。

別表

1 補助対象経費

経費	内容
人件費	・補助事業に従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費（給与その他手当）
機械装置費・器具購入費	・機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置・部品、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）および専用ソフトウェア）の購入、製作、借用、改良、据付けおよび修繕に要する経費
外注費・委託費	・補助事業の実施に必要なシステムなどの開発および設計、調査分析等に係る委託費または外注費
専門家経費	・補助事業実施するため、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する謝金や旅費
通信運搬費	・運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウド使用料	・専ら補助事業のために使用されるクラウドの使用料および通信費
研修費	・社員が、補助事業実施に関する知識を深めるため参加する研修の参加費や旅費
その他経費	・上記以外で知事が必要と認める経費

※交付決定日以降に契約し、令和4年2月28日（月）までの間に要する費用を対象とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※他の取引との相殺払による支払、手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払は行わないこと。

2 補助対象外経費

以下の経費は補助対象外とする。

- (1) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、もしくは契約し、または補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料および光熱水費
- (3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる付帯経費を除く。）
- (4) 商品券等の金券、収入印紙および振込等手数料（代引手数料を含む。）
- (5) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代および団体等の会費
- (6) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (7) 自動車等車両の購入費、修理費および車検費用ならびに不動産の購入費
- (8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用

- (9) 公租公課（消費税および地方消費税等）
- (10) 各種保険料、借入金などの支払利息および遅延損害金
- (11) 実施提案書等の作成および送付に係る費用
- (12) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機など）の購入費
- (13) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (14) 設置場所の整備工事または基礎工事
- (15) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費